

令和2年2月21日開催「子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会」資料2-3後の主な修正事項

黄色セル …内容等に変更があるため、特にご確認いただきたい事項

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
1	270	24	保育所	基本分単価 (2) 改正後	基本分単価に含まれる職員構成について、分園では施設長を充足する必要はないため修正	…（ <u>施設長を配置していない場合（16）が適用される場合は、</u> 施設長を除く。）…	…（施設長を除く。）…
2	273	27	保育所	休日保育加算 (1) (ア) 改正後	共同実施施設の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く） <u>企業主導型保育施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの（以下「地方単独保育施設」という。）</u> との共同により…	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は企業主導型保育施設との共同</u> により…
3	274	28	保育所	休日保育加算 (2) (ア) 改正後	休日保育加算（1）を踏まえて文言を修正	また、共同実施施設については、上記に加えて複数の施設により <u>実施</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。	また、共同実施施設については、上記に加えて、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> により <u>年間を通じて開所</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
4	274	28	保育所	休日保育加算 (3) (ア) 改正後	休日保育加算(1)を踏まえて文言を修正するなど調整	…から、 <u>当該施設</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 なお、複数の施設により実施する場合は、実施する各施設の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。	…から、 <u>当該休日保育対象施設</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 なお、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> により <u>年間を通じて開所する場合は</u> 、実施する各施設・ <u>事業所</u> の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。
5	274	28	保育所	休日保育加算 (3) (イ) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合についての休日延べ利用子ども数に関する算定について明確化	(新設)	<u>なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</u>
6	279	33	保育所	土曜日に閉所する場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>、企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、</u>
7	279	33	保育所	土曜日に閉所する場合 (2) (イ) 改正後	認こ2・3号と同様改正	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、 <u>(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする</u> こと。	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
8	279	33	保育所	土曜日に閉所する 場合 (3) 改正後	告示に合わせて修正	… <u>夜間保育加算(⑩)及び施設長を配置していない場合(⑬)</u> の額の合計に…	… <u>及び夜間保育加算(⑩)</u> の額の合計に…
9	294	50	認可1号	チーム保育加配 加算 (1) 改正後	チーム保育の対象子どもについて修正	… <u>教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子ども</u> をいう…	… <u>教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども(4歳以上児及び3歳児に限る。)</u> をいう…
10	302	58	認可1号	定員を恒常的に 超過する場合 (3) 改正後	「施設長に係る経過措置が適用される場合」の項目が削除されたことに伴う改正	本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑤)から <u>施設長に係る経過措置が適用される場合(⑱)</u> (副食費徴収免除加算(⑯)を除く。)の額については、…	本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑤)から <u>配置基準上求められる職員資格を有しない場合(⑱)</u> (副食費徴収免除加算(⑯)を除く。)の額については、…
11	305	61	認可1号	施設関係者評価 加算 (1) 改正後	自己評価の引用条文の修正	認定こども園法施行規則 <u>第24条</u> 又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価…	認定こども園法施行規則 <u>第23条</u> 又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価…
12	305	61	認可1号	施設関係者評価 加算 (1) 改正後	施設関係者評価の引用条文の修正	<u>第67条</u> …	<u>認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条</u> …

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
13	311	67	認こ2・3号	休日保育加算 (1) (ア) 改正後	共同実施施設の対象範囲を 修正（地方単独保育施設を 削除）	…複数の特定教育・保育施設、地域型保 育事業所（居宅訪問型保育事業所は除 く）、 <u>企業主導型保育施設及び児童福祉 法（昭和22年法律第164号）第6条の3 第12項及び第39条第1項に規定する業務 を目的とする施設であって、児童福祉法 第6条の3第9項第1号に規定する保育 を必要とする乳児・幼児の保育を行うこ とに要する費用に係る地方公共団体の補 助を受けているもの（以下「地方単独保 育施設」という。）との共同により…</u>	…複数の特定教育・保育施設、地域型保 育事業所（居宅訪問型保育事業所は除 く。） <u>又は企業主導型保育施設との共同 により…</u>
14	312	68	認こ2・3号	休日保育加算 (2) (ア) 改正後	休日保育加算（1）を踏ま えて文言を修正	また、共同実施施設については、上記に 加えて複数の施設により <u>実施</u> する場合の 実施要綱や運営規程を徴して確認するこ と。	また、共同実施施設については、上記に 加えて、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> に より <u>年間を通じて開所</u> する場合の実施要 綱や運営規程を徴して確認すること。
15	312	68	認こ2・3号	休日保育加算 (3) (ア) 改正後	休日保育加算（1）を踏ま えて文言を修正するなど調 整	…から、 <u>当該施設</u> における休日延べ利用 子ども数の見込みを徴収して認定を行う こと。 なお、複数の施設により実施する場合 は、実施する各施設の休日延べ利用子ど も数の見込み数を徴収して認定を行うこ と。	…から、 <u>当該休日保育対象施設</u> における 休日延べ利用子ども数の見込みを徴収し て認定を行うこと。 なお、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> に より <u>年間を通じて開所する場合は、実施 する各施設・事業所</u> の休日延べ利用子ど も数の見込み数を徴収して認定を行うこ と。

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
16	312	68	認可2・3号	休日保育加算 (3) (イ) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合についての休日延べ利用子ども数に関する算定について明確化	(新設)	<u>なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</u>
17	313	69	認可2・3号	チーム保育加配加算 (2) 改正後	チーム保育の対象子どもについて修正	…各月の初日の <u>2号利用子ども</u> の単価に…	…各月の初日の <u>4歳以上児及び3歳児</u> の単価に…
18	317	73	認可2・3号	土曜日に閉所する場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>、企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は企業主導型保育施設</u> と共同保育を実施することにより、…
19	321	77	認可2・3号	施設関係者評価加算 (2) 改正後	認可1号と同様修正	加算額は、 <u>定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</u> とし、…	加算額は、 <u>別紙3のVIの7. (3)による額</u> とし、…
20	327	83	家庭的保育	基本分単価 (3) 改正後	連携施設経費について、家庭的保育事業等設備運営基準の改正（連携施設の確保要件の緩和）を反映	…（同条第2項及び第4項により…	…（同条第2項及び第4項 <u>第2号</u> により…

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
21	333	89	家庭的保育	土曜日に閉所する場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は</u> 企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、…
22	340	96	小規模 A B	基本分単価 (3) 改正後	連携施設経費について、家庭的保育事業等設備運営基準の改正（連携施設の確保要件の緩和）を反映	…（同条第 2 項及び第 4 項により…	…（同条第 2 項及び第 4 項 <u>第 2 号</u> により…
23	342	98	小規模 A B	休日保育加算 (1) (ア) 改正後	共同実施事業所の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>企業主導型保育施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第12項及び第39条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの（以下「地方単独保育施設」という。）</u> との共同により…	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は</u> 企業主導型保育施設との共同により…
24	343	99	小規模 A B	休日保育加算 (2) (ア) 改正後	休日保育加算（1）を踏まえて文言を修正	また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設により <u>実施</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。	また、共同実施事業所については、上記に加えて、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> により <u>年間を通じて開所</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
25	343	99	小規模 A B	休日保育加算 (3) (ア) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の算定等について明確化	…から、 <u>当該事業所</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。	…から、 <u>当該休日保育対象事業所</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 <u>なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</u>
26	343	99	小規模 A B	休日保育加算 (3) (イ) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合についての休日延べ利用子ども数に関する算定について明確化	(新設)	<u>なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</u>
27	348	104	小規模 A B	土曜日に閉所する場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲等を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>、企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、 <u>施設</u> を…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は企業主導型保育施設と共同保育</u> を実施することにより、 <u>事業所</u> を…
28	348	104	小規模 AB	土曜日に閉所する場合 (3) 改正後	告示に合わせて修正	…及び夜間保育加算 (11) <u>及び管理者を配置していない場合 (16)</u> の額の合計に…	…及び夜間保育加算 (11) の額の合計に…
29	355	111	小規模 C	基本分単価 (3) 改正後	連携施設経費について、家庭的保育事業等設備運営基準の改正（連携施設の確保要件の緩和）を反映	…（同条第 2 項及び第 4 項により…	…（同条第 2 項及び第 4 項 <u>第 2 号</u> により…

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
30	361	117	小規模C	土曜日に閉所する 場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲等を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>、企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、 <u>施設</u> を…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は</u> 企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、 <u>事業所</u> を…
31	361	117	小規模C	土曜日に閉所する 場合 (2) (イ) 改正後	認め2・3号と同様改正	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、 <u>(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする</u> こと。	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。
32	361	117	小規模C	土曜日に閉所する 場合 (3) 改正後	告示に合わせて修正	… <u>、障害児保育加算(⑧)及び管理者を配置していない場合(⑬)</u> の額の合計に…	… <u>及び</u> 障害児保育加算(⑧)の額の合計に…
33	369	125	事業所内保育	基本分単価 (3) 改正後	連携施設経費について、家庭的保育事業等設備運営基準の改正（連携施設の確保要件の緩和）を反映	…（同条第2項及び第4項により…	…（同条第2項及び第4項 <u>第2号</u> により…

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
34	372	128	事業所内保育	休日保育加算 (1) (ア) 改正後	共同実施事業所の対象範囲を修正（地方単独保育施設を削除）	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）、 <u>企業主導型保育施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの（以下「地方単独保育施設」という。）</u> との共同により…	…複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は企業主導型保育施設との共同により…</u>
35	372	128	事業所内保育	休日保育加算 (2) (ア) 改正後	休日保育加算（1）を踏まえて文言を修正	また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設により <u>実施</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。	また、共同実施事業所については、上記に加えて、複数の施設・ <u>事業所との共同</u> により <u>年間を通じて開所</u> する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。
36	373	129	事業所内保育	休日保育加算 (3) (ア) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の算定等について明確化	…から、 <u>当該事業所</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。	…から、 <u>当該休日保育対象事業所</u> における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。 <u>なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</u>

	説明会頁	新旧頁	修正対象	項目	修正の概要	修正前（説明会資料）	修正後
37	373	129	事業所内保育	休日保育加算 (3) (イ) 改正後	複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合についての休日延べ利用子ども数に関する算定について明確化	(新設)	なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。
38	377	133	事業所内保育	土曜日に閉所する場合 (1) 改正後	共同で保育を実施する施設等の対象範囲等を修正（地方単独保育施設を削除）	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>企業主導型保育施設及び地方単独保育施設</u> と共同保育を実施することにより、 <u>施設</u> を…	なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。） <u>又は</u> 企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、 <u>事業所</u> を…
39	378	134	事業所内保育	土曜日に閉所する場合 (2) (イ) 改正後	認可2・3号と同様改正	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、 <u>(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする</u> こと。	…申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。
40	378	134	事業所内保育	土曜日に閉所する場合 (3) 改正後	告示に合わせて修正	… <u>夜間保育加算(⑫)及び管理者を配置していない場合(⑰)</u> の額の合計に…	… <u>及び</u> 夜間保育加算(⑫)の額の合計に…
41	385	142	居宅訪問型保育	連携施設加算 (1) 改正後	家庭的保育事業等設備運営基準の改正（連携施設の確保要件の緩和）を反映	…（同条第2項及び第4項により…	…（同条第2項及び第4項 <u>第2号</u> により…